令和○年○月○日

周辺住民の皆様へ

建築主 住所 ********* 氏名 ○ ○ ○ ○

3 階建てや 10 m超えの 場合は下線

も記載

○○○○建築工事について

この度、浦安市**〇丁目〇番において、〇〇〇〇新築工事を計画しています。 この建築計画は、都市計画法、建築基準法等の諸法規に適合するよう計画しておりますが、 「浦安市宅地開発事業等に関する条例等」、「浦安市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と 調整に関する条例」、「浦安市景観条例」に基づき、事前に本建築計画の概要につきまして、 下記及び別紙のとおりご説明するものです。

浦安市宅地開発事業等に関する条例等第8条の規定に基づき、お会いして計画のご説明を 行うところですが、3回お伺いしてご不在の方には資料を投函させていただいているもので す。

なお、計画の説明を対面にてご希望される場合やご意見等がございましたらお手数ですが、 投函後1週間以内に下記の連絡先までご連絡とお願いいたします。

記

事業主 住 所 *****

氏 名 ****

設計者 住 所 *****

氏 名 △ △ 設計事務所

施工者 住 所 *****

氏 名 🗆 🗎 建設

連絡先 住 所 *****

氏名〇〇〇

連絡先 ***-***

施行規則第11条第2項に、

「対象者が不在の時は、日時を変えて数度 訪問すること」と規定しています。 3回不在であればポスティングしていた だいて構いません。

注意:

意見受付期間として、投函後1週間の猶予を 設けているため、説明結果届けについては、 それ以降に提出してください。

お願い:

平日の同じような時間帯に訪問しても、お仕事 をされている方は不在と思われます。

不在の場合は、土日を含めて訪問していただくようお願いします。

<別 紙>

- 工事概要
- ・工事中の安全対策(作業日時、現場管理、騒音・振動対策、現場の風紀対策等を含む)
- ・完成後に生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響とその対策
- ・完成後の管理方法
- ・建築物の配置計画 (廃棄物収集施設、自動車駐車場、自転車駐車場等)
- ・建築物の立面図

<説明事項>

1建築概要について

- ・計画地位置は案内図のとおりです。
- ・建築物は〇階建て、用途は共同住宅〇戸、最高高さ〇m。
- 基礎は**、構造は**です。
- ・建ペい率○%(指定建ペい率○%)、容積率○%(指定容積率○%)。
- ・敷地面積〇㎡、建築面積〇㎡、延べ床面積〇㎡。
- ・建築物の位置は、配置図のとおりです。
- ・付帯設備として、駐車場○台、駐輪場○台、バイク置場○台、ごみ置場1箇所を計画しています。
- ・建築物の形態、規模は立面図のとおりです。

2工期について

- ・着工予定○月○日 完了予定○月○日で、着工より約○ケ月を予定しています。
- 予定工期を大幅に超える場合は、再度お知らせいたします。

3作業時間及び休日について

- ・作業時間は原則として午前○時から午後○時までといたします。
- ・日曜日、祝祭日は原則休業といたしますが、騒音の少ない内部仕上げ等については作業 を行う場合があります。
- ・交通規制を受ける資機材の搬入出及び交通事情から生じるコンクリート車の遅延及びや むを得ない事情により作業時間を変更する場合は、作業内容と作業時間を事前に掲示し、 周知いたします。

4工事車車両の安全対策について

- ・工事車両の出入りについては、所轄警察署等と十分協議のうえ、慎重に計画いたします。
- ・交通事故の防止及び歩行者等の安全確保に努め、工事の作業内容により必要と思われる

場合には車両誘導員を配置します。

- ・工事車両の通行は午前○時以降といたします。
- ・工事車両及び作業員の車は敷地内に駐車するか、有料駐車場に駐車し、路上駐車することがないようにいたします
- ・工事関係の大型車両には、当工事の車両かを区別できるよう表示するようにいたします。

5騒音・振動対策について

・法及び条例を遵守し作業を行い、近隣住民の皆様に対し、極力ご迷惑をお掛けしないよ う最善の努力をいたします。万が一、ご迷惑をお掛けするようなことが発生しましたら、 お手数ですが、別記の連絡先までご連絡をお願いします。

6風紀対策について

・作業員の風紀に対して、指導監督には十分留意し、作業員の教育実施及び衛生管理の徹底を図ります。

7現場管理について

- ・工事現場付近における適切な安全対策及び火災等の事故防止に努め、現場管理を徹底します。また、周囲を常に清潔にし、隣接地にゴミを落としたり、資材の破片を路上に放置したりすることのないよう心掛け、作業機械は作業終了後に整頓し環境保持に努めます。
- ・工事期間中は、近隣住民の皆様からの申し入れ等について誠意をもって対応します。
- ・工事施工業者及び工事責任者は、看板を設置して掲示します。

8工事による危害の防止策について

- ・必要に応じて養生シートを敷設し、防塵、コンクリート等の飛散、落下を防止します。 本工事に際しては近隣住民の皆様の家屋等に損傷等被害が出ないよう万全を期します が、本工事が起因して家屋等に被害が生じた場合には、協議のうえ責任をもって適切な 処理をとります。
- ・近隣住民の皆様方から申し出があれば、事前に立ち会いのうえ、家屋等の写真撮影及び 家屋地調査を行い、後日資料として双方各1部保管することとします。

9テレビ電波障害について

・当該建築物に起因して、テレビ電波受信障害が発生した場合は、迅速に対応し必要な受信対策をとらせていただきます。

10 完成後の管理方法

・完成後は管理会社のもと、近隣住民の方にご迷惑が掛からないよう管理に努めます。 また、管理会社の連絡先を明示します。